

再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託 仕様書（案）

1 委託名

再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務

2 目的

本業務委託は、公共施設や公有地等を対象に再生可能エネルギー設備導入の可能性を調査するもので、本年度に策定する長岡市エネルギービジョン（仮称）の基礎調査として実施するものである。また、令和5年以降に再生可能エネルギーの設備導入を検討するために行うものである。

なお、本業務は、経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の補助制度により実施する事業である。

3 適用

本仕様書は、本業務の実施に関して必要な事項を長岡市（以下「甲」という。）が定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるものとする。本仕様書に定めるものの以外の業務が発生した場合は、甲、乙が協議するものとする。

4 用語の定義

長岡市エネルギービジョン（仮称）検討委員会

本年度の再生可能エネルギー設備導入可能性調査にあたり、地域の実情を踏まえた検討を行うため、市内のエネルギー関連事業者や大学からの推薦者で構成される組織長岡市エネルギービジョン（仮称）検討委員会（以下「検討委員会」という。）では、本導入可能性調査の結果を踏まえ、本市における再生可能エネルギー設備導入に資する施策の方向性や重点プロジェクト等の内容について検討を行う。

5 履行場所

長岡市内一円

6 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

7 業務内容

業務内容については、下記の項目内容を予定している。

※プロポーザルでの提案内容を踏まえて、仕様書の内容を一部追加・修正することもある。

(1) 再エネ、省エネ導入の整理

再生可能エネルギー設備（太陽光発電、地中熱ヒートポンプ、バイオマスボイラー等）の導入及び省エネルギーの検討に向けて、以下の業務を行う。

ア 公共施設・公有地への導入可能性を把握するための調査項目と調査書の作成及び調査結果の取りまとめを行う。

調査件数は 30 箇所程度とし、調査内容は、各施設の消費電力と契約電力・維持管理費等を基に、費用対効果やCO₂削減効果、レジリエンス向上・市民への啓発効果などの検討が行うものとする。

イ 導入施設の提案

(ア) 調査結果のうち、設置効果が高いものを 20 施設程度に絞り込み概要版を作成する。

(A4 両面 1 枚程度)

作成項目：現状整理、導入候補の設備、イニシャルコスト、ランニングコスト

(イ) 最も設置効果が高い 5 施設程度の詳細版を作成する。(A4 両面 5 枚程度)

作成項目：現状整理、導入候補の設備、イニシャルコスト、ランニングコスト
導入効果、経済性のシミュレーション等

(2) エネルギー供給の利活用

ア 多様な P P A のサービス内容を整理する。

イ P P A 対象施設を選定するための要件を整理し、提案できる施設の検討を行う。

※調査内容については、今年度策定する長岡市エネルギービジョン（仮称）へ掲載することから、経過を含め成果内容を速やかに報告すること。

8 秘密の保持

業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

9 協議録

乙は、本業務に関係する打合せ及び協議の都度、その内容に関する打合せ記録（協議録）を作成し、経過を明確にし、甲に提出することとする。

10 資料の貸与

甲は所有する以下の資料を乙に貸与するものとし、乙は適正な管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

- (1) 公共施設・公有地の F S 調査対象一覧と施設概要
- (2) 公共施設・公有地の消費電力と契約電力・維持管理費等の詳細
- (3) 第 4 次長岡市環境基本計画
- (4) 長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- (5) 第 4 次長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- (6) 長岡市地域新エネルギービジョン

- (7) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた提案
(持続可能な循環型社会の構築に向けた研究会)
- (8) 長岡市公共建築物適正化計画

1.1 提出書類

乙は、本業務実施にあたって次の書類を速やかに甲に提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務履行計画書
- (3) 業務責任者等選任届
- (4) 業務履行届
- (5) その他、甲が指示したもの。

1.2 成果品

本業務による成果品は以下のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務報告書 A4判 3部
- (2) データ及び基礎資料のデータを保存した電子データ 一式
(CD-RまたはDVD-ROM)

※ 電子データのサイズ及びファイル形式等は甲と協議し決定する。

※ 本業務の成果品及び業務遂行のために収集した情報等はすべて甲の所有とし、乙は甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。また、成果品に関する著作権等すべての権利は、「甲」に帰属するものとする。なお、「甲」へ提出された写真、イラスト、グラフ等については、以後、「甲」が使用するにあたり、支障のないものとする。

1.3 成果品の審査

成果品について、乙は甲の審査を受けなければならない。その結果、修正を指示された事項については、甲と協議の上、速やかにこれを処理しなければならない。

1.4 成果品に対する責任の範囲

本業務完了後であっても、成果品に不備が発見された場合は、乙は責任を持って対応するものとする。

1.5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、指定する市の職員（監督員）との打合せを密に行い、その指示に従うこと。
- (2) その他の細部に関する仕様事項及び疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、指定する市の職員（監督員）との協議のうえ決定するものとする。